

板橋区環境基本計画2025、基本目標3「自然環境と生物多様性の保全」に基づき、区民等が身近な自然や生き物への関心を高めるとともに自然環境保全を図ることを目的として、区ホームページ上に「いたばし・いきものアルバム」を掲載する。このため、区内に生息・生育する動植物の写真やデータを募集する。

1 募集写真について

区内に生息・生育する人為的に持ち込まれたものでない動植物の写真で下記の要件を満たすものとする。

- ① 撮影場所が公共の場所（公園・道路）であること。私有地の場合には、その土地や施設の管理者の同意の下に撮影したものであること。
- ② 撮影日が、概ね過去3年以内であること。
- ③ 生きている状態の生き物、花等を主とするものであること。（標本は不可）
- ④ 生き物を傷つけたり捕まえたりして撮影したものでないこと。
- ⑤ ペットや園芸植物など人為的に持ち込まれた動植物でないこと。
- ⑥ 送付する写真に特定可能な個人が映り込んでいる場合には、送付前に当該人物の許諾を得ること。
- ⑦ 本人が撮影した写真であること。

※投稿いただいた写真は区内動植物の観察データとして活用するとともに、今後HP等で紹介させていただく場合があります。

2 応募について

- (1) 写真のデジタルデータを、電子メールに添付して送付する。

送信先メールアドレス：s-ikimono@city.itabashi.tokyo.jp

アドレスの入力は半角文字とし、メールの本文に表1の情報を入力する。

※メールによる送付が難しい場合は、窓口にて応募することが可能。

表1 本文に必要な入力項目

No	項目	備考
1	タイトル	写真の電子メールと同じタイトルとする。
2	撮影者の氏名・メールアドレス・電話番号	環境政策課からの連絡等で使用する。
3	掲載者の名前	原則記載された名前（ニックネーム、匿名でも可）を公開するが、掲載媒体等の性質上、環境政策課での判断により、非公開とする場合がある。
4	撮影場所	原則として公開する。 ※撮影場所を公開することにより、希少種などで生息に影響を及ぼすことが懸念される場合や掲載媒体等の性質上、環境政策課の判断で非公開とする場合がある。
5	撮影日	可能な範囲で入力する。 ※原則公開とするが、掲載媒体等の性質上、環境政策課の判断で非公開とする場合がある。
6	撮影対象の名称	可能な範囲で入力する。 ※原則公開とするが、掲載媒体等の性質上、環境政策課の判断で非公開とする場合がある。 ※明らかな間違いがある場合は環境政策課の判断により修正する場合がある

- (2) 18歳未満の方は法的代理人（例：親権者）の同意を得た上で、送付者のお名前とともに、法的代理人の方の名前を記載して送付してください。（例：送付者が山田一郎さんで親権者が山田父郎さんの場合は、「山田一郎法定代理人山田父郎」）。18歳未満の方が送付された場合は、保護者の同意を得た事実を当係に対して表明し、保証なされた上で送付されたものとみなします。

3 投稿する写真について

- (1) 写真のデジタルデータのファイル形式は、原則 JPEG 形式（ファイル名の拡張子が .jpg である画像ファイルもしくは .jpeg である画像ファイル）とする。
- (2) 写真は鮮明な状態のものを送信する。ただし、デジタルデータのファイルサイズはメールサーバーの容量制限のため 10MB までとする。

4 著作権等について

- (1) 投稿された写真の著作権は、投稿者に帰属する。
- (2) 投稿した写真についての著作権者人格権の行使はしないものとする。
- (3) 投稿者は、投稿された写真について、区のウェブサイトの電子媒体への掲載等に利用する目的で、当該写真を受信の時から区が無償で使用することを許諾するものとする。
- (4) 投稿した写真は、板橋区への使用許諾に影響する著作権の第三者への譲渡はしないものとする。やむを得ず、著作権の第三者への譲渡を行うときは、譲渡先に板橋区への使用許諾を承継させるものとする。
- (5) 投稿された写真を使用する際には、原則「掲載する撮影者の名前（ニックネーム等）」を表示するが、媒体等の性質上表示しない場合もある。
- (6) 投稿された写真を使用する際は、著作権の承諾を得ることなくトリミング等の画像加工をする場合がある。
- (7) 他人の著作権、肖像権などを侵害するような写真は投稿しないこと。また、投稿された写真が権利侵害にあたる写真であると判明した場合には、区ホームページ等から削除する。
- (8) 他人の著作権、肖像権などを侵害するような行為が行われた場合、それに関するトラブルは、投稿者がすべて対処するものとし、環境政策課は一切の責任を負わないものとする。

5 応募後の写真等の取り扱いについて

ホームページ上の掲載に関しては、区において判断するものとし、以下のいずれかに該当する場合はホームページ上に掲載しない。なお、投稿された写真の掲載期間は、区において判断する。

- ① 掲載に必要な情報が得られなかった場合
- ② 明らかに板橋区外で撮影されたと判断される場合
- ③ 重要種であり、公開すると乱獲等を招くおそれのある場合
- ④ 投稿数の関係等で、全ての写真を掲載できない場合
- ⑤ 写真の内容が、区ホームページの運営趣旨にそぐわないと判断された場合

※写真のご提供に対しての対価は一切ありません。

6 免責事項

- (1) 区ホームページ上の情報や URL は、予告なしに変更または削除される場合があります。
- (2) 区ホームページにおいて公開する情報の正確性については専門家が同定するわけではないため、利用者が区ホームページの情報に基づいて行う一切の行為については、環境政策課は何ら責任を負わないものとする。
- (3) 応募された時点で、募集規約について同意したものとみなす。
- (4) 電子媒体の技術的な制約のため、紙媒体による公表物とは字体等が異なる場合があります。